

静岡県告示第131号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和3年2月26日から起算して15日間、焼津漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月26日

静岡県知事 川勝平太

1 発起人の住所氏名

静岡県焼津市小川新町1-7-22	山口 新太郎
静岡県焼津市浜当目2-11-22	原田 眞治
静岡県焼津市大島234-11	石津 裕通
静岡県藤枝市音羽町1-15-20	興津 裕太
静岡県焼津市田尻2918	増井 毅

2 加入区

焼津加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

焼津漁業協同組合